

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 10 月 17 日 (火) 第 457 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 県営土地改良事業の計画の変更 (農地整備課取扱い) 1
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (大隅地域振興局取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 2

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 2

県立病院局企業管理規程

- 鹿児島県立病院事業会計規程の一部を改正する規程 (※) (県立病院課取扱い) 3

告 示

鹿児島県告示第772号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営農村地域防災減災（農村災害）（旧：用排水施設整備（用排水施設））（農業用用排水施設整備及び農用地利用保全）南種子地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年10月17日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和5年10月18日から同年11月15日まで
- 3 縦覧場所
南種子町役場総合農政課

大隅地域振興局告示第17号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和5年10月17日

大隅地域振興局長 永野義人

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
児童発達支援事業所あかり	鹿屋市笠之原町 45番52-4号	社会福祉法人恵仁会	鹿屋市下祓川町 1800番地	池田志保子	令和5年 7月1日	保育所等 訪問支援

放課後等デイサービスドリーム SKY	志布志市志布志町志布志二丁目 2495番地 1 ダイ ヤモンドロード ビル 1 号室	合同会社 ENI T O ・ M	志布志市志布志町志布志二丁目 2495番地 1 ダイ ヤモンドロード ビル 1 号室	森田さとみ	令和 5 年 7 月 3 日	放課後等 デイサー ビス
--------------------	---	---------------------	---	-------	-------------------	--------------------

大隅地域振興局告示第18号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 5 年 10 月 17 日

大隅地域振興局長 永野義人

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
社会就労支援センターのどか園	曾於市末吉町諏訪方10231番地	社会福祉法人大多福会	曾於市末吉町諏訪方10231番地	福永 俊一	令和 5 年 7 月 1 日	就労移行支援

大隅地域振興局告示第19号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 5 年 10 月 17 日

大隅地域振興局長 永野義人

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
グループホームれん	鹿屋市海道町729番地 1	社会福祉法人愛光会	鹿屋市海道町729番地 6	指宿 興一	令和 5 年 5 月 1 日	短期入所
総合サポートセンターラン	鹿屋市飯隈町3368-1	社会福祉法人愛光会	鹿屋市海道町729番地 6	指宿 興一	令和 5 年 5 月 1 日	共同生活援助
就労支援光	志布志市志布志町志布志三丁目19-37	株式会社 WOR K 2 4	志布志市志布志町安楽1418番地	西 昭彦	令和 5 年 7 月 1 日	就労継続支援 B 型

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第103号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 5 年 10 月 17 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P ス ト V K . O . R U S H L I G H T F W E	株式会社藤商事	3P1115
回胴式遊技機	S 琉神 R Z - 3 0 スイカバージ ョン	株式会社オレンジ	330354

県立病院局企業管理規程

鹿児島県立病院事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年10月17日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県立病院局企業管理規程第8号

鹿児島県立病院事業会計規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業会計規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

別記第30号様式中「鹿児島県立病院事業（ ）」を

「鹿児島県立病院事業（ ） T6800020000785」に、

「郵便番号 - 」を「〒 」に、

金 額		円	を
納 期 限	年 月 日		

金 額	〇〇〇対象額	円	に改める。
	うち消費税	円	
取 引 日	年 月 日		
納 期 限	年 月 日		

別記第44号様式中「鹿児島県立病院事業（ ）」を

「鹿児島県立病院事業（ ） T6800020000785」に、

「郵便番号 - 」を「〒 」に、

金 額		円	を
納 期 限	年 月 日		

金 額	〇〇〇対象額	円	に改める。
	うち消費税	円	
取 引 日	年 月 日		
納 期 限	年 月 日		

附 則

この規程は、令和5年10月17日から施行し、改正後の鹿児島県立病院事業会計規程の規定は、同月1日から適用する。